

令和6年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業

2 事業の目的

県内外で開催される物産展や商談会への出展支援等を行うことにより、市内事業者等の販路拡大及び売上増加を図る。

そのため、対象事業者（「4 業務内容」参照）の県内外での物産展・商談会等出展に対する出展支援・出口戦略支援及びプロモーション活動の展開により、地域商業の活性化に寄与することを目的とする。

3 委託期間：契約締結日から令和7年3月7日まで

4 業務内容

（1） 物産展・商談会等出展支援

目的	県内外での物産展・商談会等への出展支援を行うことで、実践的な経験獲得を目指し、事業者の販路開拓・拡大につなげる。
支援対象の事業者	名護市内の中小企業・小規模企業（市産品を活用した加工品等取扱業者）
受託者の活動目標	a 出展支援・出口戦略支援： 5者以上 b 物産展出展支援回数： 3回以上 c 商談会出展支援回数： 4回以上 d プロモーション活動の実施（b・cに併せて実施）：7回以上 ※物産展・商談会等への出展支援回数
受託者の成果目標	e 商談成約件数： 3件/社 f アンケート調査による効果検証において、「今後の物産展等への出展にあたり役立つ支援内容であったか」の数値が参加事業者の80%以上であること。

- ①支援対象事業者の選定、支援費交付業務（募集要項・申請書様式等の作成、選考基準の作成、対象事業者の募集、選考委員会の開催、支援事業の決定、履行管理、支援費精算及び交付等）を行うこと。
- ②顧客ターゲット、販売目標を設定し、収益化を見据えた支援を行うこと。
- ③自社商品の強み・弱みの分析及びバイヤー等への対応スキルの習得に関する支援を行うこと。（セミナー等）
- ④バイヤー等へ広くPRすることができる商談会への参加又は開催など、販路開拓及び販路拡大に向けた支援を行うこと。
- ⑤効果検証のため、物産展、商談会等参加事業者へアンケート及び必要に応じてヒアリングを実施し、実施結果を分析して、実績報告書に盛り込むこと。

- ⑥支援する商品は、県内外、市内の観光関連施設及びECサイト等における販売・展開を見据え支援すること。
- ⑦市内で生産される産品を活用した商品のほか、「土産品」又は「贈答品」として販売できるものとし、地域の魅力を感じることができる産品とすること。

(2) プロモーション活動の実施（物産展・商談会に併せて実施）

目的	プロモーション活動を行うことで、商品の認知度向上を図る。
----	------------------------------

プロモーション活動の展開として以下の内容を実施すること。

- ①単なる商品の紹介に留まらず、開発者の思いなど商品の持つストーリー性のアピールによる付加価値を付ける工夫を行い、購買意欲に訴求するようなツールを作成すること。
- ②上記①のツールを活用し、物産展・商談会等において、プロモーション活動を行うこと。
- ③広告宣伝や販売に関する改善や商談の進め方の支援を行うこと。
- ④効果検証のため、参加事業者へアンケート及び必要に応じてヒアリングを実施し、実施結果を分析して、事業報告書に盛り込むこと。

(3) 実績報告書類の作成提出

本事業完了後、以下の書類を期限内に提出すること。

①実績報告書

※本事業の取組内容（確認できる写真等含む）、成果、課題、次年度以降の展開・戦略等を盛り込むこと

②経理関係書類、領収書等支出を証する書類等の写し

③その他事業内容を確認することができる書類等

5 応募要件

(1) 専門人材の配置

沖縄県内において、商品開発動向を熟知し、開発支援やブランド化等の認証制度の取得支援に5年以上携わっている人材を配置していること

(2) 直近5年以内に商品開発支援事業等の実績を有していること。

6 委託対象経費

(1) 直接人件費	
(2) 事業費	
	①旅費
	②報償費
	③需用費（消耗品、印刷製本費等）
	④使用料・賃借料（会場・ブース等・機材等）

(3) プロモーション活動費	
	①作成費（展示会用ツール等）
	②印刷費（パンフレット等）
(4) 販路拡大支援費（40 万円×5 者）	
	①対象事業者支援費 支援対象事業者の商品開発、既存商品のブラッシュアップに係る経費の内、8 割を支援費として支出する。1 社につき 40 万円を上限とし、それを超える部分については支援対象事業者の負担とする。
(5) 実績報告書作成費	
(6) 一般管理費（直接経費の 10%以内）	
	①直接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費＋Ⅲ. プロモーション活動費＋Ⅳ. 実績報告書作成費）の 10%以内 ※一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とする。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りではないものとする。
(7) 消費税（10%）	

7 実績報告書の提出

(1) 提出期限：令和 7 年 3 月 7 日

(2) 提出内容：実績報告書類一式

① 実績報告書・・・・・・・・・・A4 版印刷物 2 部

8 業務進行上の注意

(1) 当委託業務は、名護市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。

なお、本仕様書に定めのない事項については、市と受託者で協議のうえ決定すること。

(2) 消耗品、備品等について、本事業のみで使用される、直接必要な最小限度の支出であること。また本事業以外に使用してはならない。

(3) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに業務を完了しなければならない。

(4) 委託業務が完了した際には、業務完了報告書を提出すること。

(5) 受託者は業務遂行にあたって、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

(6) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ市と打ち合わせを行い、その指示を受けること。

(7) 委託業務に係る経費については、経理関係書類を整備して、他の経理と明確区分して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。

- (8) 委託費の支出内容を証する経理書類について、委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (9) 対象商品は名護市内の産品を基本とするが、細部の規定については委託者、受託事業者で双方協議の上、別途定める。
- (10) 本仕様書に定めのないお事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両方で協議し進めることとする。

9 事業の成果品及び著作権

当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、名護市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

10 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た事業者の情報について、公にされている事項を除き将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、遵守しなければならない。

11 問い合わせ先

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課 商工係 担当：照屋

〒905-0014 名護市港二丁目1番1号 名護市民館2F

電話番号：0980-53-7530 FAX：0980-53-5426